

奈良県告示第三百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

県営住宅の使用料のうち共益費

二 受託者の名称及び所在地

名称 レントエール株式会社

所在地 堺市中区深井沢町三一二五番地 アートビル三〇一号室

三 委託事務の取扱期間

令和四年十一月十六日から令和七年三月三十一日まで